

東海錦江クラブ会則

第1章 総 則

第1条 本会は、東海錦江クラブと称する。

第2条 本会の事務所は、名古屋市内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦向上を図り、あわせて郷土の進歩発展に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。

1. 会員相互の親睦融和と啓発錬磨に必要な会合を催すこと
2. 郷土の進歩発展を図るため、関係公共諸機関及び鹿児島県人会東海地区連合会と連携し、その活動に協力すること
3. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 本会は、鹿児島県・宮崎県(薩摩・大隈・日向)出身者及びその縁故者をもって会員とする。

第6条 本会の会員になるには、暴力団もしくはこれらの類似団体に関与していない方であり、会員2名の紹介による所定の手続きを行ない、理事会の承認を受けなければならない。

第7条 入会の承認を得た後は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。その額は、総会においてこれを定める。

第8条 会員が退会するときは、理事会にその旨を届け出なければならない。

第9条 会費の払込みを怠ったとき又は、本会の体面を毀損する行為があったときは、理事会の決議を経てこれを除名することができる。

第10条 転勤及び自己都合の休会届出者も会員として年会費を納めるものとする。尚、当クラブから行事案内等は発送し、出席は自由とする。

第3章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	事務局長	1名
理事	20名以内(会長・副会長・事務局長を含む)				
監事	2名	顧問	若干名		

第12条 役員は、すべて総会において選出する。顧問はその限りでない。

第13条 会長は会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、事務局長は常時会務を掌握し、事務的執行を司る。

第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

顧問は特に定めない。補充役員は前任者の残任期間とする。

東海錦江クラブ会則

第4章 理事会

- 第15条 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
理事会は、会長をもって議長とする。
理事会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第16条 理事会に付議する事項は、この会則に定めるものの他、次の各号に掲げるものとする。
1. 本会の歳入・歳出予算及び決算に関すること
 2. 本会の企画・運営に関すること
 3. 前各号のほか重要事項に関すること

第5章 総会

- 第17条 総会は、毎年5月にこれを開催する。その他理事が必要と認めたととき、監事又は5分の1以上の会員の請求があったとき、臨時にこれを開催することができる。
総会は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。
- 第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第20条 総会の議事録は、議長及び出席監事が署名捺印してこれを保存する。

第6章 会計

- 第21条 本会の経費は各号をもって構成する。
1. 入会金 20,000円
 2. 年会費 30,000円(イベント等会費込み)
 3. 寄附金
 4. 事業収入
 5. その他
- 第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第23条 本会の財産目録、事務報告書及び歳入・歳出予算決算書は、毎年5月の総会にこれを提出して、その承認を受けなければならない。

第7章 行事(イベント)

- 第24条 取消。行事(イベント)が全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、理事会は行事(イベント)を取りやめることができる。

付 則

1. この会則は、昭和63年9月26日より施行する。
2. 本会則は、総会の議決により改正することができる。
3. 令和6年7月17日変更